

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年2月25日（金）

令和4年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年2月25日（金）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 F会議室

○ 議事日程

- 第1 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第6号 非農地証明願について
- 第4 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第5 議案第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第6 議案第9号 茅ヶ崎市総合計画審議会委員の推薦について
- 第7 報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第8 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番 鈴木 邦夫 君
2 番 原田 勝幸 君
3 番 高橋 久雄 君
4 番 石射 祥光 君
5 番 村越 重芳 君
6 番 遠藤 信行 君
7 番 小澤 昇 君

8 番 廣瀬 正実 君
9 番 三橋 清高 君
10番 野崎 雅博 君
11番 阿部 富美 君
12番 齋藤 和子 君
13番 吉田 恵子 君
14番 石腰 明美 君

欠席委員

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

主査 川勝 亮介 君

速記員出席者

(株)澤速記事務所 速記士 阿部幸代

午後 1 時58分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただいまより令和 4 年第 2 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14名の全委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。12番齋藤和子委員、13番吉田恵子委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1 議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。

1 番案件について、10番野崎委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○10番（野崎雅博君） 議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

4 筆、いずれも現況、畑、合計220平米でございます。権利の種類は所有権の移転です。申請理由としましては、譲受人は経営を拡張するため、譲渡人は経営の拡張に協力するためでございます。今後につきましては、大根、枝豆、ホウレンソウ等を作付する予定です。譲受人の耕作面積は、申請値を含み179アールです。堤地区の下限面積は50アールです。世帯人数は 2 人、労働力につきましては、本人（59歳）従事日数360日、専業、妻（54歳）従事日数300日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○主査（川勝亮介君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第 4 号農地法第 3 条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第2議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

1番案件について、1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番(鈴木邦夫君) 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請についてをご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

2筆、いずれも現況、畑、合計433平米でございます。申請目的は駐車場、農地の区分は第1種農地、権利関係は所有権の移転でございます。申請理由としましては、既存の駐車スペースでは許容範囲を超えてしまうことがあり、駐車場内での事故が発生している状況があるため、駐車スペースを拡張すべく本申請地を駐車場として申請するものです。

土地の利用につきましては、車両の出入口となるスロープ部のアスファルト舗装を除き、駐車スペースは砕石敷とし、雨水処理は敷地内浸透とするほか、一部道路へ流出しないようU字側溝及び浸透柵を設置し、処理を行います。隣接農地への被害防除措置としては、既存の土留めを生かし、土留めがない部分においては単管パイプと平板による土留めを新設し、土砂等の流出がない計画となります。隣接地の状況としましては、北側は宅地、南側及び西側は畑、東及び南西側にかけては道路でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○主査(川勝亮介君) 特にございません。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。

議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について、報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第3議案第6号非農地証明願についてを上程いたします。

10番野崎委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○10番（野崎雅博君） 議案第6号非農地証明願についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

登記地目、畑、90平方メートルです。申請理由としましては、当該地は、10年以上前から建物敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものでございます。

令和4年2月15日、担当委員1名と事務局1名で現地を調査してまいりました。当該地の現況は、建物の敷地として10年以上経過していること、この事実を昭和53年7月21日の建築確認通知書により客観的に証明できることから、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針の別表1に掲げる項目の建築物または工作物の敷地に該当し、非農地要件を全て満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございませうか。

○主査（川勝亮介君） 特にございませぬ。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませうか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第6号非農地証明願については報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から3番案件を一括してご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用集積計画を作成し、

農業委員会が決定するものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

畑、2004平米のうち1800平米でございます。利用権等の存続期間は令和4年3月1日から令和7年2月28日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

畑、1348平米でございます。利用権の存続期間は令和4年3月1日から令和7年2月28日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

～ 3 番案件について内容を説明 ～

畑、536平米でございます。利用権の存続期間は令和4年3月1日から令和7年2月28日までで、権利の種類は使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございましたか。

○主査（川勝亮介君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

○6 番（遠藤信行君） 1 番の面積ですが、残りが204平米ほどあるのですが、筆のうちのこれは何かに使われるのですか。1 筆ではなくて。

○3 番（高橋久雄君） 多分、地主さんがいつも毎年この畑でサツマイモをつくっていらっやって、作付けに必要な面積を除いて残りを貸すのかな。

○主査（川勝亮介君） そうですね。はい。

○6 番（遠藤信行君） だから、やっぱり自分でというか、知り合いの人が使っておられるから、それ以外のところは、やってもらおう……。

○3 番（高橋久雄君） やってもらおうというか、貸して、地主さん自身は、元の200平方メートルは自分でサツマイモを作られる予定だと思います。

○5 番（村越重芳君） 初めて見るのか、もう前にもあったのか知らないですけども、この親元就農のためって何でしたっけ。オヤモトというんじゃないの、これは何ていうの。

○主査（川勝亮介君） オヤモトシュウノウと読みますけれども、こちらにつきましては、通常、新規就農する際については、農業アカデミーを卒業していただく、あとは、認定農業者さんの下で訓練を積んでいただくということが要件にはなってくるのですけれども、こちらの借り手のお父様が農家さんであります。ですので、農業経営と一緒に農家として

やっていたという実績を基に、農業経営基盤強化促進法の中で、今度は息子さん個人として権利設定をするために、こういった申請理由で記載しております。

○5番（村越重芳君） そんなのあったの。

○6番（遠藤信行君） 研修をアカデミーなんかでやらないで、親元でやるということで。

○5番（村越重芳君） そうですか。へえ。

○議長（原田勝幸君） だって、相続したときに研修していないものね。研修していなくて、相続して、農業ができるのだから。

○6番（遠藤信行君） そのときは新規就農と言わないですね。

○5番（村越重芳君） ずっと長年一緒に住んできて、見ているだろうと。

○6番（遠藤信行君） そうじゃなくて、これから一緒にやるよと。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） なしと認め、採決をいたします。議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件から3番を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご異議なしと認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5議案第8号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について上程いたします。

1番鈴木委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○1番（鈴木邦夫君） 議案第8号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案件は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため証明願が提出されたものでございます。

～ 案件について内容を説明 ～

令和4年2月15日、担当委員1名、事務局1名で現地調査をいたしました。特例農地1筆の耕作状況をご報告いたします。畑、538平米のうち441.64平米につきましては、ネギ、ブロッコリーが作付されているほかは準備中でした。農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、その他一式でございます。労働力は、本人（78歳）従事日数310日、専業、妻（68

歳) 従事日数310日、専業でございます。

以上、農業経営がされていることを確認いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございます。

次に、事務局より補足説明がございますか。

○主査(川勝亮介君) 特にございません。

○議長(原田勝幸君) では、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。議案第8号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第6議案第9号茅ヶ崎市総合計画審議会委員の推薦についてを上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○主査(川勝亮介君) 議案第9号茅ヶ崎市総合計画審議会委員の推薦についてをご説明いたします。

総合計画は、政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画として、茅ヶ崎市自治基本条例第18条に規定されている計画となります。茅ヶ崎市総合計画審議会規則第3条第1項第5号に基づき、茅ヶ崎市長より委員1名の推薦依頼があったため、提案するものでございます。任期につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

候補者としましては、昨日の地区部会にて、吉田委員の推薦をいただきました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(原田勝幸君) 事務局の説明がございましたが、これに対するご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) なしと認め、採決をいたします。本委員会より推薦する茅ヶ崎市総合計画審議会委員につきましては、吉田委員を推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご異議なしと認め、さよう決定いたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第7報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○主査(川勝亮介君) 報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、7ページ、1番案件から12番案件で、転用目的は住宅敷地のほか駐車場敷地、道路敷地でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(原田勝幸君) 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) ご質問がないようですので、報告第3号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長(原田勝幸君) 日程第8報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○主査(川勝亮介君) 報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

茅ヶ崎・松林・鶴嶺地区は、8ページから9ページ、1番案件から23番案件で、転用目的は住宅敷地及び駐車場敷地、店舗敷地でございます。権利関係は、所有権の移転のほか、店舗敷地のみ賃借権の設定でございます。これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。なお、受理通知書につきましては既に届出者に交付いたしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で本日の審議並びに報告事項は全て終了しました。慎重審議をいただき、厚く御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして令和4年第2回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。

午後2時30分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員